

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 28 日

盛岡市監査委員	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 6 月 29 日付け 30 盛監第 19 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 上下水道局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛水総第 181 号
平成 30 年 8 月 24 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 6 月 29 日付け 30 盛監第 19 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局下水道整備課 ）

指摘事項 1

下水道事業受益者負担金の返還加算金の交付に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 2

工事請負契約に当たり、出来形不足が発生している事例が見られたので、適正な工事監督業務の遂行を求める。

指摘事項 3

業務委託契約に当たり、印刷部数の積算が不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘事項 1

返還加算金について適正な算定を行い、返還不足分については平成 30 年 8 月 20 日に返還をおこなった。

また、適正な事務処理について、業務マニュアルに基づく課内研修を実施した。

指摘事項 2

適正な工事監督業務の遂行を目的に、平成 30 年 8 月 10 日に課内で該当事例等の報

告及び研修を行った。

指摘事項 3

適正な事務の執行を目的に、平成 30 年 8 月 10 日に課内で該当事例等の報告及び研修を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘事項 1

原因は、下水道事業受益者負担金の返還金の算出に当たり、返還金交付要綱に基づく基礎金額で算出すべきところを、誤って、地方税法で定める基礎金額を用いて算出した事による。

今後は、複数の職員により作業を実施し、作業を確認するチェック体制を強化することにより再発防止に努める。

指摘事項 2

原因は、受注者との協議及びその結果の指示又は承諾について書面で行うことの不徹底にあり、工事監督業務の適正な遂行が不十分だったことである。

今後は、文書による指示又は承諾の徹底や出来形等の確認の確実な実施を図り、また各種要綱要領・通知等の把握や事例の共有を目的とした課内外における研修会の実施等により、工事監督業務の適正な遂行による再発防止に努める。

指摘事項 3

原因は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書や予定価格の作成の前に、その内容を十分な協議検討を経ずに決定したところにある。

今後は、盛岡市財務規則に基づく適正な事務執行にむけて、関係規則等の把握や事例の共有を目的とした課内外における研修会の実施等で、適正な事務執行による再発防止に努める。

30 盛水総第 181 号
平成 30 年 8 月 24 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 6 月 29 日付け 30 盛監第 19 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局 玉山事務所）

業務委託の契約に当たり、仕様書に定める点検計画書が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約に当たり、仕様書に定める必要書類の收受確認を徹底するよう、所員に指導及び周知をした。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、仕様書内容の認識及び確認の不足によるものである。

今後は、仕様書に定められた受注者からの提出書類に漏れがないか十分に確認し收受を行うとともに、複数職員による二重チェックを徹底し、再発防止に努める。